

7. 日本分析化学会北海道支部内規

- 第1条 本支部は日本分析化学会北海道支部と称し、北海道在住の日本分析化学会会員を以て組織する。
2. 支部に関する規定については日本分析化学会細則に定めるもののほかにこの規定の定めるところとする。
- 第2条 本支部は事務所を原則として支部長勤務地におく。
- 第3条 本支部は分析化学に関する学理及び技術の進歩向上と、その普及を図り、産業の発達に寄与するため講演会、懇談会、その他適当な事業を行なう。
- 第4条 本支部に次の役員をおく。
支部長 1名 副支部長 2名 幹事 若干名 監査 2名
但し、副支部長のうち一名は次年度支部長予定者とする。
2. 監査は会計を監査する。
- 第5条 支部長は幹事のうちから庶務幹事および会計幹事を委嘱する。
- 第6条 支部長は、幹事会の議を経て支部在住の学識経験者のうちから参与を委嘱することが出来る。
2. 参与は審議会の審議に参加するほか支部長の諮問に応じて事業の企画に参加する。
- 第7条 支部役員の任期は3月から翌年2月に至る1ヶ年とする。但し重任を妨げない。
- 第8条 役員が辞任するときは、幹事会の同意を得なければならない。
- 第9条 役員に欠員を生じた場合には、支部長は幹事会の同意を得て補充することができる。
- 第10条 次年度の支部役員候補者は毎年9月支部役員候補者選考委員会において支部会員中より選出する。
- 第11条 支部役員候補者選考委員会は、その年度の支部長及び次年度支部長予定者と、毎年8月支部会員から選挙された13名の合計15名の委員を以て組織する。
- 第12条 支部役員候補者選考委員会は全委員の3分の2以上の出席を以て成立する。但し書面を以て委任した場合は出席とみなす。
2. 支部長は支部役員候補者選考委員会が決定した次期支部役員候補者を日本分析化学会長に推薦する。
- 第13条 支部長は必要に応じ、審議会及び幹事会を召集する。
- 第14条 審議会は支部役員及び参与を以て構成し、支部の事業計画及び予算決算を審議する。
- 第15条 幹事会は支部長、副支部長、幹事を以て構成し、支部運営の常務にあたる。監査及び参与は幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 第16条 審議会及び幹事会の議長は、支部長とする。
2. 審議会は構成員の2分の1以上、幹事会は構成員の3分の2以上の出席を以て成立する。但し、書面を以て委任した場合は出席とみなす。
- 第17条 本規定は審議会の決議によらなければ変更することが出来ない。
- 付則 この内規は昭和51年3月1日より施行する。
付則 この内規は平成13年3月1日より施行する。
付則 この内規は平成15年3月1日より施行する。

(了承事項) 支部役員候補者選考委員の選挙にさいしては、なるべく委員が、理、農、工、業界の各分野にわたるよう考慮すること。